

代表質問



新時代そうま代表
山中宣明 議員
が問う！

学校や福祉施設を
今後どう維持管理していくのか!!

相馬市の将来ビジョンについて

市には小中合わせて13校の学校があり、人口に対する学校数が多く、今後の維持管理が課題であると感じる。また、保健センターについても、建設から期間が経ち、今後建て替え等の検討も必要と感じる。このことから、市の小中学校、保健センターの今後の維持管理計画について、質問する。

Q. 学校施設の維持管理について問う。

A. 現在設置している小学校9校及び中学校4校の運営は、現体制を維持することとする。その上で、各学校から要望のある児童・生徒用の机や

椅子、テーブルなどの学校備品は、その必要性や規格等を十分精査した上で対応しており、また、施設を適切に維持するために各種法令に基づく定期検査や設備点検等の費用、老朽化等による不具合の修繕や改修の維持管理費についても、必要な予算措置を講じている。
市教育委員会としては、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き学校施設の適切な維持管理を行っていきたいと考えている。



Q. 保健福祉施設の維持管理について問う。

A. 保健センターは昭和63年に建設され、今年で36年目を迎えるが、市は定期的な点検と維持管理を行い、老朽化が進む現状に対応している。これらの活動は、相馬市公共施設等総合管理計画に基づき行われており、計画では保健センターの目標使用年数を60年と設定しており、現時点ではその使用年数に達していないため、引き続き施設の活用を進める方針である。
今後の施設利用については、令和8年度から検討を開始し、建物や財政状況、社会情勢等を勘案して判断する予定である。

その他の質問

○令和6年度事業方針について



にし
横山和雄 議員
が問う！

中心市街地の
活性化を!!

中心市街地活性化について

本市においても他自治体同様、少子高齢化に伴う人口減少、若者の都市部への流出による事業者の後継者不足問題、相次ぐ災害等により、空き地や空き家が増え、かつて中心市街地であった賑わいも影を潜め、だいぶ寂しくなっている。中心市街地活性化の基本となる商業の活性化が地域の顔を取り戻し、魅力ある地域づくりにつながり、ひいては地域全体の活性化につながるものと考え、質問する。

Q. 中心市街地活性化に対する考えについて問う。

A. 市は観光客をより幅広く市内に誘致するた

め、浜の駅松川浦、道の駅そうま、磯部水産加工施設の連携イベントを開催しており、2月18日には、市の中心部への訪問も促すため、連合商栄会も加えた連携イベントとしてスタンブラーが開催された。
このイベントでは、市民会館をゴールに、スタンプ数に応じた景品がもらえる抽選会の他、フリーマーケットの開催やキッチンカーの出店などを行い、盛況となった。
市としては、今後も商工会議所等との連携を図り、町なかのにぎわい作りを進めていく。

Q. 中心市街地活性化基本計画について問う。

A. 市は14年前に中心市街地活性化基本計画を策定し、その区域や行政、商工会議所等の役割を定めている。
しかし、その後の災害等により、被災建物の解体が進み、空き地が増加し、商店数も減少するなど当時から状況が大きく変わっていることから、市は新たな中心市街地活性化基本計画の策定が必要と考えている。
計画策定の際には商店会等の意向を確認するほか、商工会議所や市民などの多くの関係者と議論しながら検討することが必要と考えており、令和6年度以降、関係団体等の参画意識の醸成や気運の高まりに応じて新たな計画を策定していきたいと考えている。

その他の質問

○民間事業者による玉野地区大規模メガソーラー設置計画について



そうま市民の会
根岸利宗 議員
が問う！

環境保全と共に
市内業者の負担軽減を!!

相馬市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の運用について

福島県内において、昨年来、様々な自治体において首都圏からの土砂の搬入と過剰な埋立て等が問題となり、相馬市においても同様の指摘があり、1月臨時会で新たな条例を全会一致で可決した。このことは、当然の流れであると思う一方、市内業者に過剰な負担がかからないか心配でもあると考え、質問する。

Q. 住民の環境保全と共に市内業者の負担が著しく増大しないよう努めるべきと思うがどうか。

A. 市は条例の制定にあたり、事業者への負担が過大にならないよう手続きを定めており、近隣

住民の同意については全員ではなく、8割以上の同意を許可の要件と定めている。
また、埋立許可については、先進自治体においては、500平米以上を許可の対象としているが、本市においては、市の住宅事情に配慮し、1,000平米以上の埋立てを対象としている。
さらに、公益性のある事業については許可不要としており、届出のみで事業を行えることとしている。

Q. 公設土砂捨て場等の設置が必要ではないか。

A. 市が行う公共工事において発生する土砂については、以前は主に、受注した建設業者がその用地等を確保して対応する契約内容としていた。
しかしながら、静岡県熱海市において、盛土が崩落し土石流が発生した問題を受け、国において、指針が見直され、公共工事において、発注時に建設発生土の搬出先を発注者において指定することが標準化されている。市においても、土砂等の発生が見込まれる場合には、搬出先を指定して発注しており、受注した建設業者に土砂の搬出に伴う新たな負担をかけるとは考えていない。

なお、民間事業であれば、その事業者と発注者の責任において適切に処理されるべきものであり、市としては、現時点で公設土砂捨て場の設置は考えていない。

その他の質問

○親水公園の整備について
○災害支援のあり方と防災対策の強化について

